平成２２年（フ）第１３４号
三重県伊勢市前山町415番地３
債務者　羽根　美晴
１　決定年月日時　平成22年12月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川端　康成
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月16日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
長野県諏訪郡下諏訪町社6536番地３
債務者　齋藤　昭彦
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三井　智和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３５７号
愛知県豊川市平尾町井ノ間90番地　平尾住宅Ａ棟202号
債務者　桑島クニ子
１　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　由田　恭子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月30日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４４６号
佐賀県佐賀市兵庫南３丁目７番462号
債務者　横尾　英則
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蜂谷　尚久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
大分県日田市大字西有田205番地３の２
債務者　三笘　修一
１　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉井　和明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１８４号
新潟県新発田市月岡温泉212番地、前住所新潟県新発田市下新保672番地１
債務者　丸山　嗣雄
１　決定年月日時　平成22年12月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１６２３号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目８番26号
債務者　小新井英一
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　甲原　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３４号
千葉市花見川区横戸台37番地の13
債務者　鍛冶　敏雄
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　貴康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８１９号
愛知県碧南市源氏神明町162番地２
債務者　杉山　勘雄
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松村　修平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９６２号
兵庫県姫路市田寺８丁目13番12－２号
債務者　岩本　　正
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７号
鳥取県倉吉市丸山町498番地19、住民票上の住所鳥取県倉吉市丸山町498番地19　伊木貸家
債務者　前田　良行
１　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第９２号
鳥取県倉吉市堺町２丁目249番地12
債務者　吉岡　一夫
１　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第３４７号
山口県下関市安岡町７丁目５番Ｂ－102号　県営住宅
債務者　山本　初音
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
山口県下関市彦島迫町４丁目13番６号
債務者　岸根　　滋
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
山口県下関市幸町11番１－311号　公団住宅
債務者　村上久美恵
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
山口県下関市上新地町５丁目３番21号、前住所福岡県北九州市若松区大字払川30番地６
債務者　三好　和之
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
山口県下関市中之町８番３－204号
債務者　井上　朋子
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係